

別添 2

大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金申請等の手引き

(一社)大分県LPガス協会

令和5年12月14日制定

I.はじめに

この手引きは、大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要領を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に協会のホームページにて最新版を公開しますのでご確認願います。

II.補助金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

2月のガスメーター検針のお客様が対象です。

なお、2月のガスメーター検針が、上限1,500円（消費税を除く）に満たない場合は、3月のガスメーター検針を含めて対象とします。

※2月の検針とは、2月1日～2月29日までにを行った検針をいいます。

※3月の検針とは、3月1日～3月31日までにを行った検針をいいます。

2. LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者（家庭・業務用）に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料及びリース代等を請求する場合は、LPガス価格上昇とは関係がないため対象となりません。

3. 対象者

大分県内の家庭・業務用消費者。

コミュニティーガスの家庭・業務用消費者も対象となります。

今回の補助金は、1契約（書面交付を交付済みの方）につき上限1,500円（消費税を除く）です。

家庭用（別荘等を含む）で1つの建物に2個以上ガスメーターがある場合や、入居者ごとに検針しているが、大家がまとめて販売事業者を支払っている場合であっても、契約（書面交付を交付済みの方）が1件であれば、上限1,500円（消費税を除く）となります。

ただし、入居者ごとに書面交付を交付している場合は、1契約ごとに対象とします。

4. 対象外

質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。また、地方公共団体が設置している団体、組合等は協会にお問い合わせください。

※地方公共団体所有の施設で管理者が民間事業者（指定管理者等）である公共施設も対象外となります。（地方公共団体から管理料が支払われていない場合を除く）」

5. 値引き額

2月のガスメーター検針で売り上げが上がるお客様が対象です。

一般消費者等1契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限1,500円（消費税を除く）の値引きによる支援。

なお、2月検針で基本料金と従量料金が上限1,500円に満たない場合は、3月検針で不足分を支援助成されます。ただし、4月までの延長はありません。

※2月の検針とは、2月1日～2月29日までにを行った検針をいいます。

※3月の検針とは、3月1日～3月31日までにを行った検針をいいます。

6. 販売事業者への交付金

上記の一般消費者等への請求額に応じて、1契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限1,500円（消費税を除く）を値引き原資として交付します。また、販売事業者経費として、1事業者あたり定額25,000円+（150円×契約件数）（上限300,000円）を交付します。

Ⅲ.申請手続き

1. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」(様式1)の提出

補助金の活用により、一般消費者等のLPガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第5条により、「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」(様式1)を協会に提出願います。

(1) 提出期限 令和5年1月31日(水)

(2) 提出方法 協会へ持参、郵送、電子メールにて(できるだけExcelファイルでの)添付のうえ送信

※郵送の場合は、31日消印有効です。

※申請書は、「事業者」として提出してください。

※申請書に印鑑は不要です。

(3) 値引きの対象となる一般消費者の件数

申請時の件数を記載してください。件数の定義はⅡ.補助金の概要と基本的な事項の3.のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書(様式5)で確定しますので、申請後に件数の増減が生じて結構です。まずは、期限内に申請願います。

ただし、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合等は、計画変更申請書(様式3)の提出を願います。

IV.事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

1. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書」(様式2)の送付
Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書(様式2)を送付、又は、電子メールに添付して送信します。
2. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書」(様式5)の提出
LPガス料金の値引き件数と総額が確定しましたら、速やかに(事業完了から30日以内)協会まで実績報告書(様式5)を提出願います。
値引き原資の協会への請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額(消費税を含む)を消費税率10%で割り引いた額となります。
例 値引き額1,650円/1.1=請求額1,500円
値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、**別紙1**「概算請求兼実績報告集計表」並びに、**別紙2**「概算請求兼実績報告 明細一覧表」に記入して添付してください。
一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(令和11年度まで)保管し、協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。
なお、本補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年以内(令和11年度まで)に権利譲渡等をした場合は、一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類は、必ず協会に提出をしていただきます。
3. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金精算払請求書」(様式7)の提出
上記2の実績報告書と同時に、精算払請求書(様式7)を協会まで提出願います。
なお、右上の日付は空欄にしておいてください。
4. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書」(様式6)の送付
上記2の実績報告書を提出されましたら、協会から補助金額確定通知書を郵送いたします。
5. 補助金の支払い
上記3.の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

V.概算払いについて

販売事業者の一般消費者への値引き額の立て替え負担の軽減のため、実績報告の前に概算払い（2月検針の値引き実績）の請求をし、支払いを受けることができます。

1. 「大分県LPガス価格激変緩和対策事業費補助金概算払請求書」（様式8）の提出

概算払いを希望する販売事業者は、希望する月のLPガス料金の請求件数、値引き総額が確定しましたら、概算払請求書（様式8）と別紙1「概算請求兼実績報告集計表」並びに、別紙2「概算請求兼実績報告 明細一覧表」に記入して提出してください。2月検針の概算請求は3月中に提出してください。

以降の手続きは、IVの2. から4. と同じです。

なお、概算払いの総額と実績報告書に基づくIVの3. の総額が異なる場合には、4. の精算払い請求書（様式7）に協会から通知する補助金額確定通知書の補助金額を記載され、概算払いの総額が補助金額を超えている場合は、△又はマイナス表示にて返還額を、補助金額を下回る場合には、差額を記載してください。概算払いの総額と補助金額が同額の場合には、精算払請求額は、0円となります。

VI. 検針、請求、料金受領時等のチラシについて

検針票、請求書、Web明細、領収書に「大分県からの支援により、令和6年2月検針分のLPガス料金から、上限1,500円（消費税を除く）が値引きされます。」等を明示するか、別添のチラシ（P23）を必ず値引きしたお客様にお渡しください。

なお、減額の表示例は下記のとおりです。

値引き額（消費税を含む場合）

2月 ガス使用量 〇〇. 〇m ³	請求予定金額 (消費税を含む)	3,850円
いつもありがとうございます。	基本料金	2,000円
引き落とし予定日 2月〇〇日	従量料金	3,000円
〇〇町〇-〇-〇	小計	5,000円
□□ガス店	消費税(10%)	500円
電話〇〇〇-〇〇〇〇		△1,650円

値引き額（消費税を除く場合）

2月 ガス使用量 〇〇. 〇m ³	請求予定金額 (消費税を含む)	3,850円
いつもありがとうございます。	基本料金	2,000円
引き落とし予定日 2月〇〇日	従量料金	3,000円
〇〇町〇-〇-〇	小計	5,000円
□□ガス店		△1,500円
電話〇〇〇-〇〇〇〇	消費税(10%)	350円

